年度税目	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2	4	5
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 ・ 普自 120时,000円 120时,000円 14,000円 14,000円 14,000円 16,000円 17,000円 18,000円 18,000円 18,000円 18,000円 18,000円 18,000円 19 16,000円 17,000円 18 18 18 19 10 10	 ・ バイト・	・ 動自町動車の税とし 自軽市自し た。	 普通自動車 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 トラック 15,000円 ・バス 観光用 30,000円 ・ その他 14,000円 ・ 中型輪車 16,000円 営業 8,000円 ・ 三輪車 3,800円 	・ 小型四輪車 12,000円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円 15,200円	 普通自動車 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 小型自事 四輪家用 1%2以下 18,000円 1%2超 24,000円 バス 観光用 4.500円 	21,000円	 ・ ローエー ロー ロー	 パス 一般乗合用 のもの 14,000円 その他 30,000円 	・ 自 30.48m以下 70,000円 3.048m超 70,000円 3.048m超 117,000円 117,000円 117,000円 3.048m超 52,000円 3.048m以下 26,000円 117,000円 3.048m以下 27,500円 117,500円 117,5	22,000円・バス	・ 自 第 81,500円 81,500円 612 88,500円 612 82,500円 612 82,500円 612 82,500円 112 7 34,500円 112 7 34,500円 112 7 34,500円 112 7 34,500円 112 7 8,500円 1 9,500円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・乗用車 自家用 1%以下 29,500円 15%超3%以下 34,500円 1.5%超3%以下 45,000円 2.5%超3%以下 58,000円 3%超45%以下 66,500円 4%超4.5%以下 76,500円 4%超4.5%以下 76,500円 4%超4.5%以下 7,500円 1%以下 7,500円 1%以下 7,500円 1%超1.5%以下 7,500円 1%超2以下 7,500円 1%超2以下 7,500円 1%超2以下 7,500円 1%超2、1%以下 7,500円 1%超2、1%以下 7,500円 1%超2、1%以下 7,500円 1%超2、1%以下 7,500円 1%超2、1%以下 13,800円 2%超2、5%以下 13,800円 2%超2、5%以下 17,900円 3%超3、5%以下 20,500円 4.5%超4%以下 27,200円 6%超 4.5%超4%以下 27,200円 6%超 4.700円 4.5%超4%以下 27,200円 6%超 4.700円 5%超 4.700円 5%超 4.700円 5%超 4.700円 5%超 4.700円 5%超 4.700円 6%超 4.700円 5%超 4.700円 6%超 4.700円 6%超 4.700円 5%超 4.700円 6%超 4.700円 5%超 4.700円 6%超 4.700円 6%超 4.700円 6%超 4.700円 5%可 4.700円 6%超 4.700円 5%可 4.700円 6%超 4.700円 5%可 4.700円 6%超 4.700円 6%超 4.700円 5%可 4.700円 5%可 4.700円 6%超 4.700円 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2 6%2	ディク、スティーゼルトラック・アイク、スティーグルトーク・アイク、スティーグルトーク・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン	 デック・アック・アック・アック・アック・アック・アック・アック・アック・アック・ア	・ 営

年度 税目	6	7	14	15	16	18	20	22	24	26	28	29	30
	・54年排ガス 規制適合車 の買い替え 特例の廃止	電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット両に係る時間措置を廃止	(グリーン化税制) ○ 軽課 料象自動車 を平成13年4月1 日から14年3月31 日の間に新車新 規登録した場合 に、平成14年度・ 15年度の自動車 税を軽減	を平成15年4月1 日から16年3月31 日の間に新車新 規登録した場合	を平成16年4月1日	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成18年4月1日 から20年3月31日の に20年3月31日の に30年3月31日の に場合に、登録 した場合に、全額の 生間のみ自動車税 を軽減	た年度の翌年度の	から24年3月31日	(グリーン化税制) ○ 軽課料象自動車を平成24年4月1日から26年3月31日の間に新車新規登録した場合の翌年自動車税を軽減1年間を開発した場合の翌年自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽麗対象自動車を 軽麗対象自動車を 平成26年4月1日から27年3月31日の間 に新車新規登録した場合に、登録した 年度の翌年度の1年 間のみ自動車税を 軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車を 平成27年4月1日か ら28年3月31日の間 に大場合に、登録した 大場合に、登録した 年度の翌年度の1年 間のみ自動車税を 軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車を 平成28年4月1日か ら29年3月31日の間 にた場合に、登録した 年度の翌年度の1年 間のみ自動車税を	(グリーン化税制) ○ 軽課 整課対象自動車を 軽課対象自動車を 平成29年4月1日か ら30年3月31日の間 ご着車新規登録した場合に、登録した 年度の翌年度の1年 間のみ自動車税を 軽減
自			・低公害車及び 最新排出がス 規制値より 75%以上排出 ガス性能費車: 税率を概ね 50%軽減 ・最新排出ガス 規制値より 50%以上排出 ガス性の良	・低公害車の中では、 ブリット自動では、 を除く。)及び 最新排出ガッ 75%以上性能がよい自動車・ 低燃費車・ 低燃機は 50%軽減 ・重課 ・新車新規登録	・低公害車(ハイ ブリット自動車を 除く。) 及び最 新排出ガス規 制値よ975%以 動車車+優良低 燃費車: 税率を 概ね50%軽減 - 最新排出ガス 規制値よ975%	・電気自動車、天然ガス自動車、大タノール自動車 東及び最新維出 り75%以上性 能がよく、かつ、 平成22年度% 費基準20%向 上達成車:税率 を概ね50%軽 減	・電気自動車、天然ガス自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より 75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成市上で、機和350%軽減	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新 排出ガス規制 値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年 度燃費基準 25%向上達成 車:税率を概ね 50%軽減	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成27年度燃費基準10%向上達成車:税率を概ね50%軽減	・電気自動車、天然ガネ・プラグインハイブリッド自動車、大力で影響排出ガス規制性能がまた、平成整準20%の平成32年度燃費上達成、かか事基準20%の平成32年度燃車:税率を横れ75%軽減機れ75%軽減	・電気自動車、天然ガメ・ブラグインハイブリッド自動車、及び最新 排出ガス規制性 より75%以入甲を 能がよく、平度 27年度燃費上達 増200%の平成32 年度燃費基連 成、かか要基準 達成車、税率を 機275%経減	・電気自動車、天 然ガ・プラグイ ンハイブリッド自動車、及び平成 制能はり75%以 上性能がよく、 平成32年度燃 貴基成1年税率 を概ね75%軽 減	・電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及びマ平成 17年排出ガス・プラグス 17年排出ガス・スリー 18年末の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
動			い低燃費車: 税率を概ね 25%軽減 ・最新排出ガス 規制値より 25%以上排出 ガス性能の良 い低燃費車: 税率概ね13% 軽減	を受けてから 11年を経過し たディーゼル 車及び13年を 経過したガソリ ン車、LPG車: 税率を概ね 10%上乗せ	自動車+低燃 費車:税率を概 ね25%軽減 ・最新排出ガス 規制値より50% 以上性能がよい 自動車・侵良 低燃費車:税率 を概ね25%軽 減	・ 最新排出ガス 規制値より75% 以上性能がよ く、かつ、平成 22年度燃費基 準10%向上達 成車・減 な立を概 な25%軽減 ○ 重課 新規登録 を受けてから11	・ 最新排出ガス規 制値より75%以 上性能がよくかつ、平成22年度 燃費基準15%又 は20%向上達成 車:税率を概ね 25%軽減	 重課 ・新車新規登録 を受けてから11 年を経過した ディーゼル軽過した が13年を過した がリン車・L PG車・税率を 概ね10%上乗 せ 	 最新排出ガス規 制値より75%以 上性能がよくかつ、平成27年度 機費基準達成 車:税率を概ね 25%軽減 重課 新車新規登録 を受けてから11 	・ 最新排出ガス規 制値より75%以 上性能がよく、 中成27年度燃 費基準20%達成 (日32基準未達 成) 又1年成27 年度燃費基準1 0%達成車、税率 を概ね50%軽減	・ 最新排出ガス規 制値より75%以 上性能がよく、 平成27年度燃 費基準20%達成 (H32基準未達 成)又上で成27 年度燃費基準1 0%達成車、税率 を概ね50%軽減	 平成17年排出 ガス規制値より 75%以上性能 がよく、平成27 年度燃費基準 20%向上達成 車:税率を概ね 50%軽減 	 平成17年排出 ガス規制値より 75%以上性能 がよく、平成32 年度燃費基準 10%向上達成 車:税率を概ね 50%軽減
税			・ 重課 ・ 新車新規登録 を受けてから 11年を経過し たディーゼル 車及び13年を 経適したガソリン 東上房事 ・ 税率を概ね 10%上乗せ		重課● 重課・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ	年を経過した ディーゼル車及 び13年を経過 したガソリン車・ LPG車:税率を 概ね10%上乗 せ 制限税率を標準税 率の1.5倍とした	年を経過した ディーゼル車及 び13年を経過し たガッリン車・L PG車:税率を 概ね10%上乗 せ		年を経過した ディーゼル車及 び13年を推過し たガッリン車・L PG車:税率を 概ね10%上乗 せ	 重課 ● 重課 事業財援登録を受けてから11年を経過したです。 セガソリン車・1 PG車: 税率を概 は15% 上乗せ(H27~) ※一般乗合用で	 重課 ● 重課 事車新規登録を受けてから11年を経過したで車及び13年を経過したガソリン車・1 PG車: 税率を概ね15% 上乗せ(H27~) ※ 一般乗合用で	 重課 ・ 新車新規登録を 受けてから11年 を経過した で13年を経過した カブリン車・1 PG車: 税率を概 ね15% 上乗せ (H27~) ※ 一般乗合用で 除ぐバス及び 被けん引車を 	● 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したプローゼル車及び13年を経過したガリン・税率を振ね15% 上乗せ(H27~) ※ 一般乗合及び被けん引車を
										後けんり甲を 除くトラック: 概 ね10%を上乗 せ	做けんり甲を 除くトラック: 概 ね10%を上乗 せ	(数けんり甲を 除くトラック: 概 ね10%を上乗 せ	(数けんり1単を 除くトラック: 概 ね10%を上乗 せ